

第 1 回中野市小学校統合準備委員会 次第

日 時 平成29年 1 月31日 (火) 午後 6 時30分

場 所 豊田文化センター ホール

- 1 開会
 - 2 教育委員長あいさつ
 - 3 統合準備委員会委員及び教育委員並びに事務局職員の紹介 資料1-0
 - 4 各統合準備委員会委員長の選出と職務代理の指名
 - 5 各統合準備委員会委員長あいさつ
 - 6 協議事項
 - (1) 統合準備委員会の設置について 資料1-1、1-2
 - (2) 統合準備委員会の運営について 資料2-1、2-2
 - (3) 統合準備委員会の専門部会について 資料3
 - (4) 統合準備委員会のスケジュール予定について 資料4-1、4-2
 - (5) 統合準備委員会専門部会の部会長と構成員の指名について
 - (6) その他
 - 7 その他 資料5-1、5-2、資料6-1、6-2、資料7、資料8
 - 8 閉会
 - 9 専門部会の開催
 - (1) 部会長職務代理の指名について
 - (2) 専門部会の協議内容について
 - (3) 次回の開催日程について
- ※ 終了後、適宜解散

北部地区小学校統合準備委員会委員名簿

選出区分	氏名
長丘小学校保護者・歴代保護者代表	小林 謙二
長丘小学校保護者・歴代保護者代表	武田 浩明
長丘小学校保護者・歴代保護者代表	長張 むつ美
長丘小学校教職員	花形 多美子
長丘小学校教職員	若林 幸裕
長丘小学校教職員	宇田 和彦
長丘小学校教職員	須藤 克昌
長丘保育園保護者代表	宮川 由希子
長丘地区地域代表	武田 金一
長丘地区地域代表	吉家 一雄
長丘地区地域代表	岩下 定秀
平岡小学校保護者・歴代保護者代表	田尻 徹
平岡小学校保護者・歴代保護者代表	綿貫 京子
平岡小学校保護者・歴代保護者代表	田中 貴光
平岡小学校教職員	下川 昌平
平岡小学校教職員	河野 文隆
平岡小学校教職員	佐藤 秋穂
平岡小学校教職員	武居 和紀
平岡保育園保護者代表	平野 美智子
平岡地区地域代表	塚田 秀人
平岡地区地域代表	齋藤 文子
平岡地区地域代表	武田 利彦
たかやしろ保育園保護者代表	丸山 絵美子
科野小学校保護者・歴代保護者代表	小林 和夫
科野小学校保護者・歴代保護者代表	小林 浩美
科野小学校教職員	小林 妙子
科野小学校教職員	宮澤 俊樹
科野小学校教職員	黒川 稔
科野小学校教職員	大澤 幸
科野地区地域代表	江口 明男
科野地区地域代表	佐藤 嘉男
科野地区地域代表	荻原 伸一
倭小学校保護者・歴代保護者代表	上野 広樹
倭小学校保護者・歴代保護者代表	須藤 賢司
倭小学校保護者・歴代保護者代表	新井 寛隆
倭小学校教職員	宮下 宏
倭小学校教職員	原沢 あけみ
倭小学校教職員	鬼熊 正樹
倭小学校教職員	松井 真由美
倭地区地域代表	宮澤 和三
倭地区地域代表	小島 茂
公募委員	池田 信一
公募委員	舘田 淳
公募委員	田中 功

平成29年1月31日現在

豊田地域小学校統合準備委員会委員名簿

選出区分	氏名
豊井小学校保護者・歴代保護者代表	戸島 裕司
豊井小学校保護者・歴代保護者代表	吉岡 真智子
豊井小学校教職員	鎌野 登美子
豊井小学校教職員	依田 隆生
豊井小学校教職員	高木 元治
豊井小学校教職員	丸山 智義
豊井保育園保護者代表	湯本 達也
豊井地区地域代表	原田 孝男
豊井地区地域代表	城本 早月
永田小学校保護者・歴代保護者代表	竹腰 光司
永田小学校保護者・歴代保護者代表	荒井 喜博
永田小学校教職員	今井 陽二
永田小学校教職員	大塚 永利子
永田小学校教職員	市村 一彦
永田小学校教職員	小林 真美子
永田保育園保護者代表	町田 あき
永田地区地域代表	外谷 博美
永田地区地域代表	中島 秀子
豊田中学校保護者代表	成澤 武志
豊田中学校保護者代表	小林 日出夫
豊田中学校保護者代表	小畑 みどり
豊田中学校教職員	清野 正美
豊田中学校教職員	原 幸子
豊田中学校教職員	武田 雄一

平成29年1月31日現在

教育委員	委員長	長島 克己
	委員長職務代理者	青木 幸子
	委員	市川 真一
	委員	永江 文樹
	教育長	小嶋 隆徳

教育委員会事務局 〒389-2192 中野市大字豊津2508番地 電話 38-3112 FAX 38-3117 gakko@city.nakano.nagano.jp	教育次長	石川 保文
	学校教育課長	小林 由美
	学校教育係長	宮嶋 香代子
	施設係長	大塚 久良
	総務係長	富田 訓宏
	総務係副主幹	田中 千尋
	施設係副主幹	久保 初
	学校教育係副主幹	小松 隆幸
	施設係主任技師	佐々木 泰介
	学校教育係主任主事	清水 光代
	総務係主事	徳竹 あすか
学校教育係主事補	樋口 翔太	

中野市北部地区小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 中野市立長丘小学校、平岡小学校、科野小学校及び倭小学校の統合（以下「統合」という。）を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るため、中野市北部地区小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育方針、学校行事等に関すること。
- (2) 通学路及び通学方法に関すること。
- (3) P T A、コミュニティスクール等学校関係組織に関すること。
- (4) 設備備品、施設整備等に関すること。
- (5) 児童及び保護者の交流事業に関すること。
- (6) その他統合に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 統合に関係する小学校の保護者代表
- (2) 統合に関係する小学校の歴代保護者代表
- (3) 統合に関係する小学校の教職員
- (4) 中野市長丘保育園、平岡保育園及びたかやしろ保育園の保護者代表
- (5) 統合に関係する地域の住民代表
- (6) 公募に応じた市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の座長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

中野市豊田地域小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 中野市立豊井小学校及び永田小学校の統合（以下「統合」という。）を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るため、中野市豊田地域小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育方針、学校行事等に関すること。
- (2) 通学路及び通学方法に関すること。
- (3) P T A、コミュニティスクール等学校関係組織に関すること。
- (4) 設備備品、施設整備等に関すること。
- (5) 児童及び保護者の交流事業に関すること。
- (6) その他統合に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 統合に関係する小学校の保護者代表
- (2) 統合に関係する小学校の歴代保護者代表
- (3) 統合に関係する小学校の教職員
- (4) 中野市永田保育園及び豊井保育園の保護者代表
- (5) 統合に関係する地域の住民代表
- (6) 公募に応じた市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成33年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の座長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

中野市北部地区及び豊田地域小学校統合準備委員会運営要領

(趣旨)

第1条 中野市北部地区小学校統合準備委員会及び中野市豊田地域小学校統合準備委員会の会議の運営については、中野市北部地区小学校統合準備委員会設置要綱（平成28年中野市教育委員会告示第2号）及び中野市豊田地域小学校統合準備委員会設置要綱（平成28年中野市教育委員会告示第3号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(専門部会)

第2条 統合に関する課題の調整や検討を効率的に行うため、委員会に次に掲げる専門部会を設ける。

- (1) 総務部会
- (2) 地域・PTA部会
- (3) 通学・安全部会
- (4) 教育部会

- 2 専門部会に属する委員は、委員会委員から選任し、委員長が指名した者をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 7 部会における検討経過は、委員会に対し適宜報告をする。

(傍聴の許可)

第3条 会議は、委員長又は部会長の許可を得て傍聴することができる。ただし、委員長又は部会長が会議に諮って秘密会としたときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人受付簿に氏名、住所等を記入しなければならない。

- 2 傍聴人は、前条の規定により、会議の非公開が決定された場合には、直ちに退場しなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、傍聴人の遵守事項等は、中野市教育委員会傍聴規則（平成17年中野市教育委員会規則第3号）第3条及び第4条の規定を準用する。4 委員長又は部会長は会場の都合により、傍聴人を制限することができる。

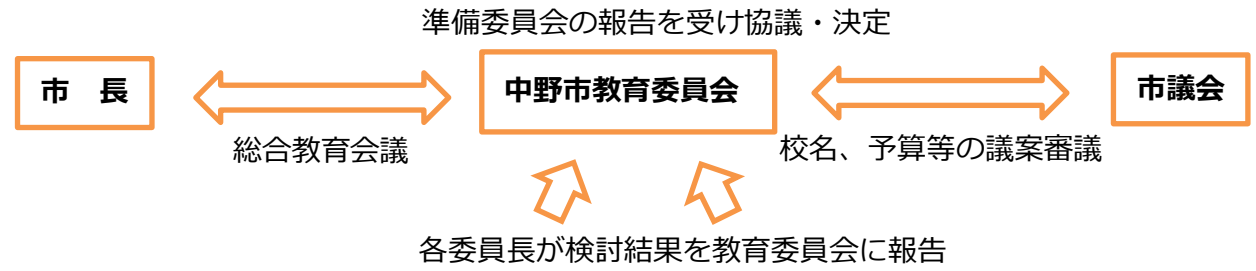
（会議資料の公表）

第5条 委員長及び部会長は、会議の終了後、速やかに、会議の資料を市公式ホームページ等により公表する。ただし、必要があると認められる場合は、資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

附 則

この要領は、平成29年1月26日から施行する。

中野市小学校統合準備委員会の概要図



北部地区小学校統合準備委員会	豊田地域小学校統合準備委員会
<p>共通事項</p> <p>【委員長】 ○委員長を置き、会議の座長となる。(委員の互選) ○委員長職務代理は委員長が指名 ○委員会は委員長が招集 ○委員会に委員以外の者の出席を求め意見や説明を聞くことができる。</p> <p>【検討事項】 ○教育方針、学校行事等に関すること ○通学路及通学方法に関すること ○PTA、コミュニティスクール等学校関係組織に関すること ○設備備品、施設整備に関すること ○児童及び保護者の交流事業に関すること ○その他統合に必要な事項</p> <p>【部会】 ○部会の委員は統合準備委員会委員から選任 ○構成員は統合準備委員会委員長が指名 ○部会長を置き、会日の座長となる。(同委員長が指名) ○部会長職務代理は部会長が指名 ○検討経過を委員会に報告 ○部会は部会長が招集 ○部会に部員以外の者の出席を求め意見や説明を聞くことができる</p>	
<p>代表者会議 = 統合準備委員会として開催 (委員長が座長)</p> <p>○構成メンバー：委員長、委員長職務代理、部会長、部会長職務代理 等</p>	<p>代表者会議 = 統合準備委員会として開催 (委員長が座長)</p> <p>○構成メンバー：委員長、委員長職務代理、部会長、部会長職務代理 等</p>

それぞれの部会長が代表者会議に検討結果の報告をする。

総務部会	通学・安全部会	地域・PTA部会	教育部会
<p>【検討内容】 ・学校施設整備 ・校歌、校章等 ・開校閉校式典 ・旧校財産 ・跡地利用 ・その他</p>	<p>【検討内容】 ・通学路の選定 ・通学路安全対策 ・通学バスの運行経路 乗降場所等 ・その他</p>	<p>【検討内容】 ・PTA組織運営 (規約、役員、予算等) ・PTA交流 ・コミュニティスクール ・その他</p>	<p>【検討内容】 ・教育課程、学校行事 ・学校保健 ・教材、教具 ・児童の交流 ・備品の移転、廃棄 ・その他</p>
<p>○北部地区部会構成メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園保護者代表 ・小学校保護者代表 (歴代保護者代表含む) ・学校教職員 ・地域代表 ・公募 	<p>○豊田地域部会構成メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園保護者代表 ・小学校保護者代表 (歴代保護者代表含む) ・中学校保護者代表 ・学校教職員 ・地域代表 ・公募 	<p>統合に関係する学校の学校教職員の中から選出</p>	

事務局 (学校教育課) … 庶務、会議開催事務、情報公開、関係団体等の調整、予算要求、施設改修等

○小学校統合準備委員会の組織図

部会等	主な役割と検討事項
小学校統合準備委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の総括 ・専門部会の進捗状況確認、情報発信 ・教育委員会への報告
総務部会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設整備に関すること ・開校に伴う校名・校歌・校章等に関すること ・閉校に伴う式典行事等に関すること ・旧校の財産（卒業生作品、記念物等歴史的財産の取扱い）に関すること ・跡地利用に関すること ・その他該当部会に属する事項
通学・安全部会	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の選定 ・通学路の安全対策（歩道、道路改良、見守り隊等） ・通学バス（運行経路、乗降場所、通学方法、乗車基準等） ・その他該当部会に属する事項
地域、PTA部会	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAの組織運営（規約・組織編制・役員の選出・運営計画・予算等）に関すること ・PTA組織の交流活動等に関すること ・コミュニティスクールに関すること ・その他該当部会に属する事項
教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程・学校行事（教育課程・年間計画・学校行事計画・学級編制・教室配置、クラブ活動・修学旅行等）に関すること ・学校保健に関すること ・教材・教具に関すること ・児童の交流活動に関すること ・設備及び備品等の整備、移転・廃棄に関すること ・移転準備・予算に関すること ・その他該当部会に属する事項
中野市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・統括 ・渉外、広報、庶務

北部地区小学校統合準備委員会スケジュール予定

年度	28			29									30									31									32
月	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
統合準備委員会			準備委員会開催と専門部会検討項目詳細決定			各専門部会の進捗状況の確認、情報発信																		総合点検			閉校式	開校式			
総務部会	専門部会委員立上げ			校名・校章・校歌・校旗の選定・決定方法の検討			開校に伴う卒業記念作品、歴代校長写真、卒業生写真、教育財産等の整理保存方法の検討									閉校の式典・行事に関する検討			閉校に伴う記念行事			開校に伴う記念行事									
				校名の公募			校名選定、決定			校章・校旗の公募・選定																					
				学校施設整備、跡地利用の研究						校歌公募・選定、作曲依頼、作詞、曲決定																					
				通学路の選定(調査点検・要望・協議)と決定			通学路の整備、登下校中の安全確保に係る体制整備									通学路、バス乗降場所等安全点検、試験歩行、バス試乗等															
				放課後の居場所の研究			通学バス運行方法、経路・ダイヤ・乗降場所の調整と決定																								
地域・PTA部会				児童、PTAの交流事業、コミュニティスクールの調整検討(学校行事、PTA行事)						PTA組織再編に伴う調整調整(体操着や上履きなど)			新PTA組織再編に伴う役員選出とPTA組織解散の会議等																		
	コミュニティ・スクール、PTA間交流事業の実施																														
教育部会	学校教育目標の策定 目指す学校像、子ども像、教師像など			学校教育内容の策定:経営方針、研究推進計画、各種教育の計画、教科ごと計画、学校評価、防災計画、学校保健計画、ホームページの作成、安全計画、その他																											
	教育課程(学校行事等)、学習(教材、教具、時間割)、生活指導(学習規律、生活のきまり)、特別活動(児童会、異学年交流、少少連携、小中連携、地域交流、ボランティア活動等)																														
	移管備品の確認とリスト作成、移転計画の作成															PTA会計、学年会計等精算、公文書の破棄保存、公印や事務用品等の整備															
教育委員会	統合準備委員会委員推薦依頼等			統合準備委員会、各専門部会開催に伴う事務、会議録等の情報公開、関係する団体等の調整																											
				開校に係る予算要求			学校設置条例一部改正案等、関係例規の整備						開校に係る予算要求			新設校学齢簿編制、就学時検診等			就学通知、入学説明会等												
	校舎改修の設計、改修、スクールバス購入、校旗作成、その他																		物品移転												

豊田地域小学校統合準備委員会スケジュール予定

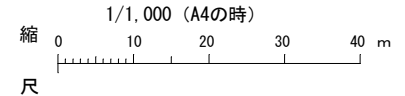
年度	28					29					30					31					32					33																
月	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
統合準備委員会	準備委員会開催と専門部会検討項目詳細決定					各専門部会の進捗状況の確認、情報発信																				総合点検					閉校式	開校式										
総務部会	専門部会委員立上げ					校名・校章・校歌・校旗の選定・決定方法の検討					開校に伴う卒業記念作品、歴代校長写真、卒業生写真、教育財産等の整理保存方法の検討					校名・校旗の公募・選定					閉校の式典・行事に関する検討					閉校に伴う記念行事	開校に伴う記念行事															
						校名の公募					校名選定、決定					校歌公募・選定、作曲依頼、作詞、曲決定					学校施設整備、跡地利用の研究																					
通学・安全部会						通学路の選定(調査点検・要望・協議)と決定					通学路の整備、登下校中の安全確保に係る体制整備					通学路、バス乗降場所等安全点検、試験歩行、バス試乗等																										
						放課後の居場所の研究					通学バス運行方法、経路・ダイヤ・乗降場所の調整と決定																															
地域・PTA部会						児童、PTAの交流事業、コミュニティスクールの調整					PTA組織再編に伴う調整調整(体操着や上履きなど)					新PTA組織再編に伴う役員選出とPTA組織解散の会議等																										
						コミュニティ・スクール、PTA間交流事業の実施																																				
教育部会	学校教育目標の策定 目指す学校像、子ども像、教師像など					学校教育内容の策定:経営方針、研究推進計画、各種教育の計画、教科ごと計画、学校評価、防災計画、学校保健計画、ホームページの作成、安全計画、その他																																				
						教育課程(学校行事等)、学習(教材、教具、時間割)、生活指導(学習規律、生活のきまり)、特別活動(児童会、意学年交流、少少連携、小中連携、地域交流、ボランティア活動等)																																				
						移管備品の確認とリスト作成、移転計画の作成																									PTA会計、学年会計等精算、公文書の破棄保存、公印や事務用品等の整備											
教育委員会	統合準備委員会委員推薦依頼等					統合準備委員会、各専門部会開催に伴う事務、会議録等の情報公開、関係する団体等の調整																																				
						開校に係る予算要求					学校設置条例一部改正案等、関係例規の整備					開校に係る予算要求					開校に係る予算要求					新設校学齢簿編成、就学時検診等					就学通知、入学説明会等											
	校舎改修の設計、改修、スクールバス購入、校旗作成、その他																																			物品移転						

平成28年度 児童・生徒数

平成28年5月1日現在

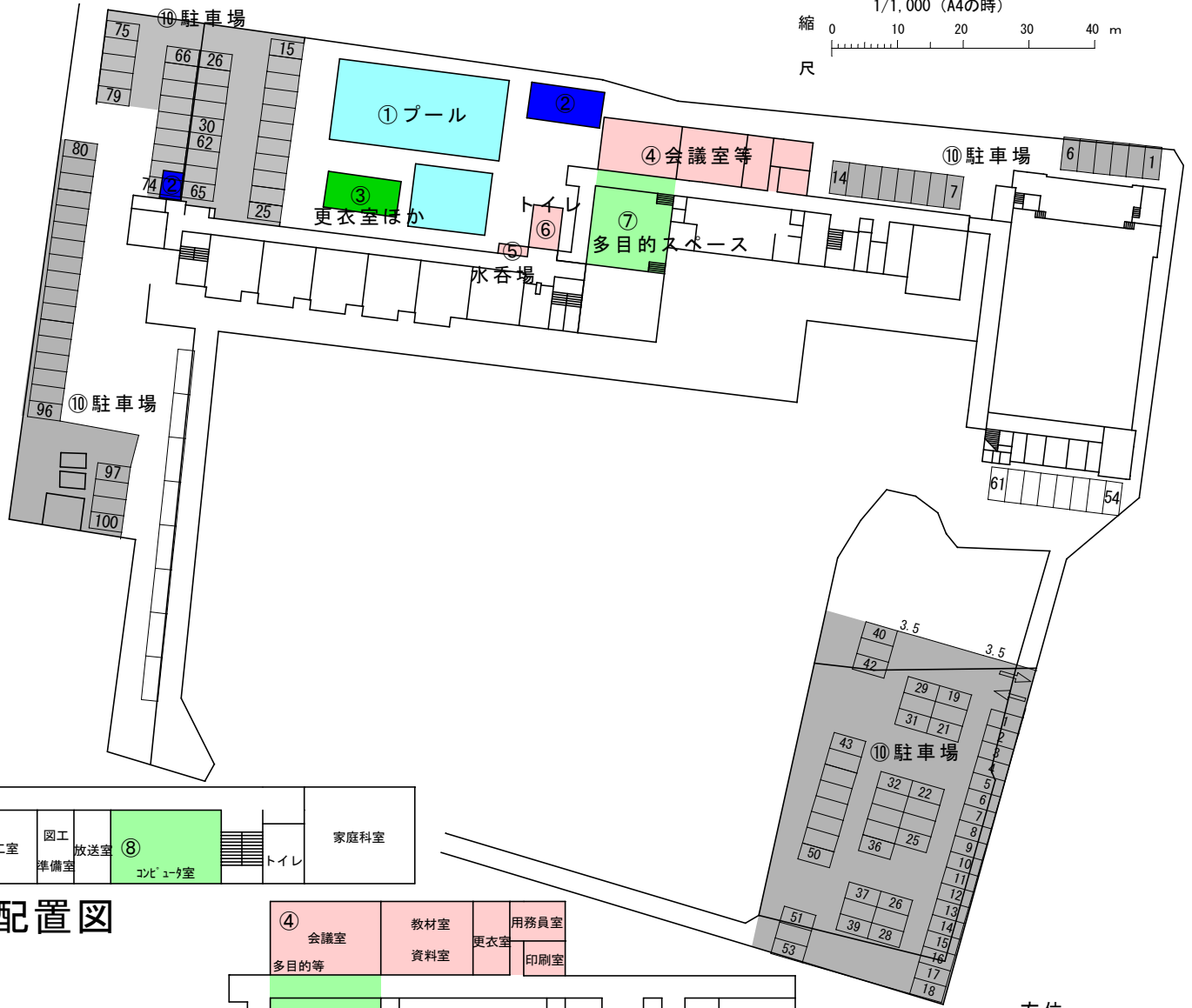
		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計				総 合 計							
		学級	児童生徒数		学級	児童生徒数		学級	児童生徒数		学級	児童生徒数		学級	児童生徒数		学級	児童生徒数		学級	児童生徒数				
			普通	特支		普通	特支		普通	特支		普通	特支		普通	特支		普通	特支			普通	特支		
小 学 校	中野	4	136	2	4	131	4	4	133	0	4	127	6	4	128	6	4	138	13	24	5	793	31	29	824
	日野	1	10	0	1	11	0	1	16	2	1	11	0	1	15	1	1	15	0	6	2	78	3	8	81
	延徳	1	19	2	1	25	1	1	34	0	1	26	3	1	27	0	2	36	1	7	2	167	7	9	174
	平野	3	81	3	3	81	6	3	71	1	3	87	4	3	75	4	3	75	2	18	4	470	20	22	490
	高丘	1	23	2	1	24	1	1	32	2	1	29	0	1	34	2	1	32	3	6	2	174	10	8	184
	長丘	1	6	0	1	17	0	1	10	1	1	12	0	1	11	0	1	11	1	6	2	67	2	8	69
	平岡	2	37	0	2	45	0	2	44	2	2	45	1	1	31	1	1	29	1	10	2	231	5	12	236
	科野	1	11	1	1	7	0	1	7	0	1	12	1	1	11	1	1	13	2	6	1	61	5	7	66
	倭	1	7	0	1	3	0	1	11	0	1	7	0	1	8	0	1	9	0	6	0	45	0	6	45
	北部小計	2	61	1	3	72	0	3	72	3	3	76	2	2	61	2	2	62	4	15	2	404	12	17	416
	豊井	1	27	0	1	19	0	1	22	0	1	24	1	1	10	1	1	13	0	6	1	115	2	7	117
	永田	1	4	0	1	10	2	1	9	0	1	4	2	1	12	0	1	10	2	6	2	49	6	8	55
	豊田小計	1	31	0	1	29	2	1	31	0	1	28	3	1	22	1	1	23	2	6	2	164	8	8	172
	計	17	361	10	17	373	14	17	389	8	17	384	18	16	362	16	17	381	25	101	23	2,250	91	124	2,341
中 学 校	南宮	5	161	13	6	183	10	7	212	6									18	5	556	29	23	585	
	中野平	4	112	10	4	129	7	4	113	13									12	4	354	30	16	384	
	高社	3	80	2	3	81	5	3	81	7									9	3	242	14	12	256	
	豊田	1	27	3	2	39	0	2	38	2									5	2	104	5	7	109	
	計	13	380	28	15	432	22	16	444	28									44	14	1,256	78	58	1,334	
合 計																			145	37	3,506	169	182	3,675	

北部地区小学校統合計画敷地配置図（案）



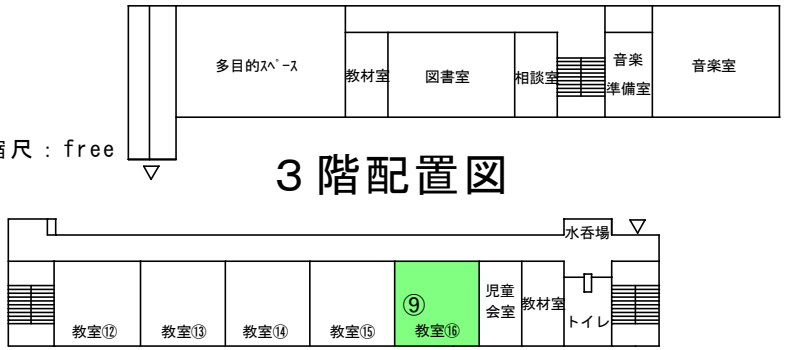
この配置図（案）は現時点での予定でありますので、決定したものではありません。

番号	凡例	現 状	計 画	内 容
①		プール	改築	プール老朽化のため、改築。
②		更衣室ほか	解体	諸室増設のため、解体改築。
③		機械室	改築	プール老朽化のため、改築（更衣室含む）。
④		(更地)	会議室ほか	統合による不足諸室ほかとして増築。
⑤		(更地)	水呑場	トイレ増築のため、解体改築。
⑥		水呑場	トイレ	トイレが不足するため、増築。
⑦		多目的スペース	改修	④の会議室と併せた多目的スペースの改修。
⑧		視聴覚室	コンピュータ室	普通教室の増やすため、コンピュータ室を移設改修。
⑨		コンピュータ室	普通教室	普通教室不足のため、改修。
⑩		交通公園ほか	駐車場	職員等の増のため、拡張。

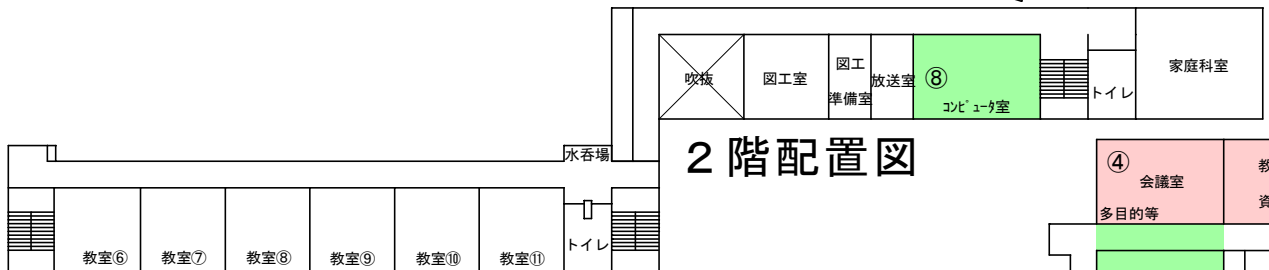


縮尺：free

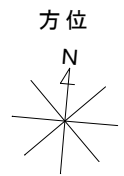
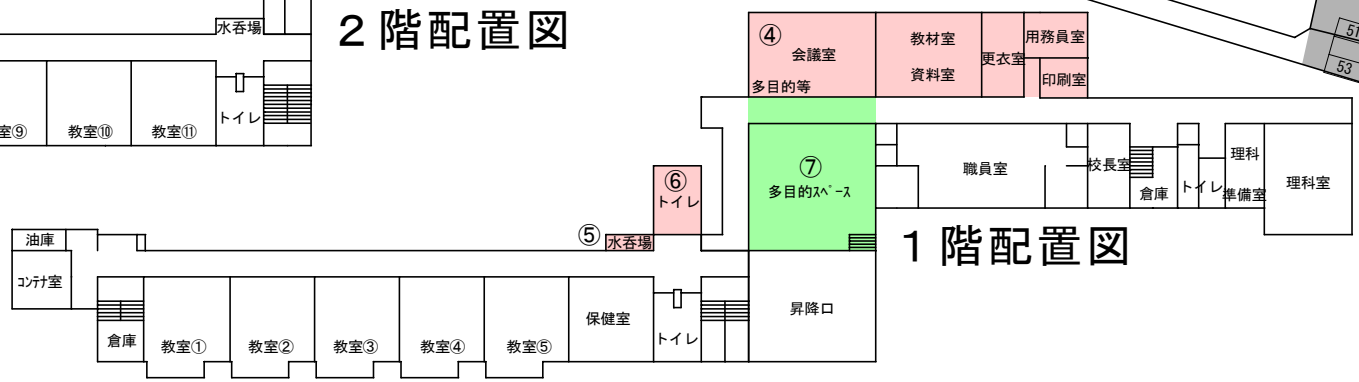
3階配置図



2階配置図

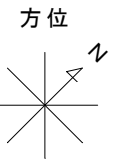
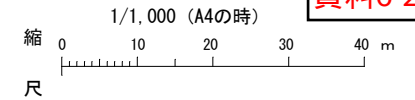


1階配置図



豊田地域小学校統合計画敷地配置図（案）

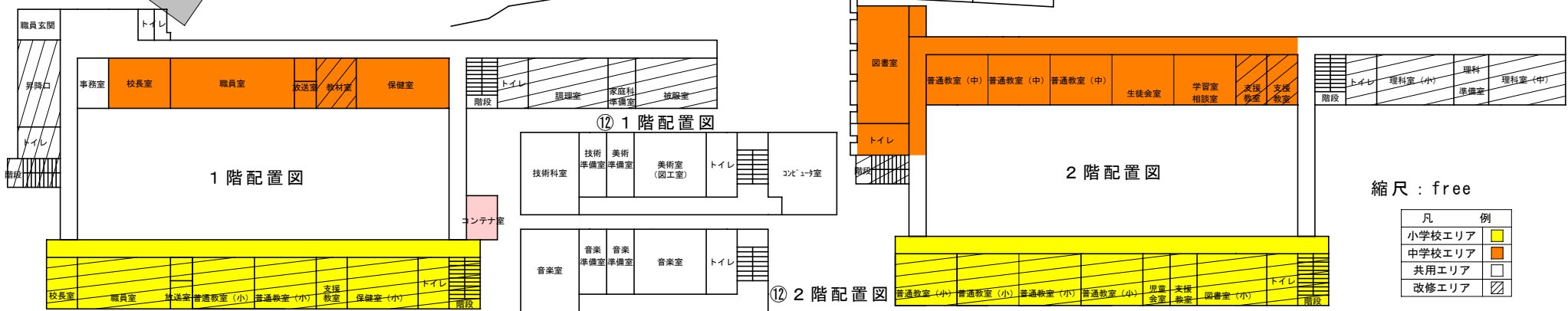
資料6-2



この配置図（案）は現時点での予定でありますので、決定したものではありません。



番号	凡例	現 状	計 画	内 容
①		プール	改築	老朽化及び小学校プールがないため、改築。
②		更衣室	改築	プール改築のため、改築。
③		機械室	改築	プール改築のため、改築。
④		倉庫	解体	体育館新設用地のため、解体。
⑤		ボイラー室	解体	体育館新設用地のため、解体。
⑥		倉庫	解体	体育館新設用地のため、解体。
⑦		野球部部室	移設	体育館新設用地のため、移設。
⑧		体育館	新設	小学校及び中学校の設備を兼ね備えるため、改築。
⑨		体育館	武道場	武道場がないため、武道場として用途変更。
⑩		(なし)	新設	給食センター廃止のため、コンテナ室新設。
⑪		普通教室棟	特別教室棟	小学校移動及び諸室不足のため、改築。
⑫		技術科棟	特別教室棟	小学校移動及び諸室不足のため、改築。
⑬		昇降口棟	昇降口棟	小学生用の昇降口を確保するため、改築。
⑭		特別教室棟	小学校棟	小学校の諸室を確保するため、改築。
⑮		普通教室棟	中学校棟	中学校の諸室を確保するため、改築。
⑯		庭ほか	駐車場	職員等の増のため、拡張。



縮尺 : free

凡 例	
	小学校エリア
	中学校エリア
	共用エリア
	改修エリア

中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針

平成28年9月

中野市教育委員会

I 基本方針策定に当たって

1 趣 旨

小中学校の児童生徒のよりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を目的とした、小中学校の適正規模及び適正配置を推進するため、基本方針を策定する。

2 背 景

本市の児童生徒数は、昭和59年度から現時点の30年間で、約6割まで減少している。平成32年度までの推計では、児童生徒数がさらに減少し、今後、現在の学校数を維持した場合、さらに小規模化の進行が予想される。

小中学校の小規模化は、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営などにおいて、様々な問題を生じさせる危惧がある。

こうした現状を受け、中野市教育委員会（以下、市教委）では平成24年9月に「中野市立小学校及び中学校適正規模等審議会」を設置し、平成26年9月に答申を受けたところである。この答申では、適正規模及び適正配置への基本的な考え方や推進方法等、貴重な提言がなされた。

平成32年度までの学校規模の状況は、小学校は3校（中野小、平野小、平岡小）以外の8校が、中学校では1校（豊田中）が、全学年で単級となる。また、10人未満の学級が小学校で現在9学級あるが、平成32年度には17学級になる見通しであり、中野市内では学校規模の偏りがさらに大きくなる状況にある。

市教委では、現状と今後の見通しを踏まえた上で、将来を見据え、答申を尊重しつつ、よりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を図る視点に立ち、児童生徒や保護者をはじめ地域住民の十分な理解と協議を行いながら、円滑な推進を図ることとした。

II 適正規模と適正配置の基本的な考え方

1 適正規模の基本的な考え方と基準

中野市総合計画では、心豊かでたくましい子どもを育てる学校教育が求められている。そのために、快適な集団生活のなかで児童生徒が自ら学び、考える力を育成するとともに家庭や地域と連携し、個性を生かす教育を推進していかなければならない。

また、答申内容と児童生徒にとってよりよい教育環境の整備を踏まえながら、適正規模の基本的な考え方を次に示す。

(1) 適正規模の基本的な考え方

- ① 多様な人間関係のなかで、集団のルールを学び、社会性を高めるとともに、個性や能力の伸長が期待できる学校規模であること。
- ② 学級の編制替えにより、人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化が期待できる学校規模であること。
- ③ 総合的な学習の時間の充実、教科担任制、少人数学習集団編成等が展開できる学校規模であること。
- ④ 一定の教員数の確保により、児童生徒と向き合える時間が増え、学校の運営組

織の効果的な編成が期待できる学校規模であること。

- ⑤ 一定の児童生徒数の維持により、希望選択で活動に取り組めるクラブ活動や部活動の活性化が期待できる学校規模であること。

(2) 中野市における小中学校の適正規模の基準

基本的な考え方と答申を踏まえ、次のとおりとする。

- ① 小学校においては、1学年2学級以上とする。
- ・多様な人間関係を築くことができる学級編制替えが可能であること。
- ② 中学校においては、1学年3学級以上とする。
- ・多様な人間関係を築くことができる学級編制替えが可能であること。
 - ・教科担任制の充実と学習集団の弾力的な編成の教員確保が可能であること。
 - ・部活動が活性化できること。
- ③ 学級数及び1学級当たりの児童生徒数は、当面長野県の学級編制基準の30人規模学級とする。

なお、学校教育法施行規則第41条及び同規則第79条(中学校)も参考にした。

※特別支援学級は学校規模に関係ないので学級数に含めない。

2 適正配置の基本的な考え方

通学距離や通学の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを基本的な考え方とする。

III 適正規模及び適正配置の検討対象校と推進の方策

1 適正規模及び適正配置の検討対象校

- ① 基本方針でいう適正規模を下回る学校を小規模校とする。
- ② 平成32年度の推計でも適正規模への回復が見込めない学校を検討対象校とする。
- ③ 適正規模であっても、小規模校や適正規模を上回る学校に関係する場合は検討対象校とする。

【市内小中学校の規模別学校数（特別支援学級は学級数に含めない。）】

	小学校		中学校	
	27年度	32年度	27年度	32年度
小規模校	9校	9校	1校	2校
適正規模を上回る学校	2校	2校	3校	2校

※平成32年度の推計値による。

2 適正規模及び適正配置の推進の方策

通学区域の見直しと学校統合という2つの方策があるが、各学校や地域の実態に応じて適切に取り入れていく。

学校統合の場合、複数校の統合により新たな学校を設立するという考え方である。

(1) 通学区域の見直し

小中学校の連携教育を更に推進し、円滑な学校運営を図るため、今ある小学校が

ら、全員同じ中学校へ通学ができる小中学校の配置を考える。学校統合の場合も同様とする。

よって現在の市内小中学校における通学区域の見直しは現実的ではないと考える。

(2) 学校統合

次の基本的な考えをもって、対象校の保護者や地域に対して説明をし、理解を得ながら統合に取り組むこととする。

① 統合後に新設校として設置

学校規模（学級数や児童生徒数）や創立からの経過年数に関係なく、対等な関係の統合とする。

学校の組合せ、学校の位置、学校施設の状況等により、適正規模を維持している学校も統合対象校とする場合もある。

② 設置場所

原則として統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を使用する。使用校舎は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、通学距離などを勘案して決定する。

統合後の新設校については、教育環境の充実を図る。

(3) 学校選択制

上記を踏まえ、学校選択制はしないこととする。

IV 適正規模及び適正配置に伴う教育環境の整備

児童生徒にとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行う。

1 通学路の安全確保

(1) 統合後の安全な通学については、通学路を検討し設定する。

(2) 新たな通学路を検討する際、登下校の安全性が高いスクールバスの使用も検討する。

2 学校の施設設備の整備

様々な状況に対応できるように、施設設備面の改善や教材教具の充実を図る。

3 教職員等の配置

心の支援をはじめ、特別支援を要する児童生徒に対しては、今までと同様、市でも予算措置をし一層の充実を図る。

V 学校統合による跡地・施設利用の基本的な考え方

地元の要望等も踏まえて、全市的な行政施策との調整を図りながら検討する。

VI 適正規模及び適正配置の対象校と今後の具体的な取組

1 対象校については、必要性の高い学校から順次取り組んでいく。

2 答申内容を尊重しつつも、学年の学級数や1学級の児童生徒数は、総合的に判断

して答申の基準数に満たなかったり超過したりすることもある。

- 3 新たな通学路を設定する場合や通学距離によってはスクールバスを運行する。
- 4 地域との連携による「ふるさと学習」を核とした学校運営を更に推進する。
- 5 対象校と具体的な進め方

(1) 4中学校（南宮中 中野平中 高社中 豊田中）について

① 現状で存続する。

平成32年度

	1 学年		2 学年		3 学年		学級数合計
	(学級数)	(1 学級人数)	(学級数)	(1 学級人数)	(学級数)	(1 学級人数)	
南宮中	6	31	5	35	6	30	17
中野平中	4	27	4	31	4	29	12
高社中	3	25	3	27	2	33	8
豊田中	1	30	1	31	1	23	3
学級数合計	14		13		13		40

② 答申では学校数の削減を提言されており、学級数の基準からすると豊田中が該当する。削減する場合、学級数と生徒数からみて隣接する中学校との統合が考えられる。しかし、小中連携教育を更に進めていくなかで、豊井小と永田小との統合校の児童たちが隣接する中学校へ入学することは、カリキュラムの一貫性から適切ではないと考える。

豊田中については、豊井小と永田小との統合校との小中連携教育を更に推進することで、円滑な学校運営が期待できると考える。

(2) 高社中学校区の4小学校（長丘小 平岡小 科野小 倭小）について

① 4小学校は統合し、位置は平岡小とする。

② 児童数の減少がもっとも顕著な地区である。

平成32年度の推計で、3小学校（長丘小 科野小 倭小）で全学年が単級となり、平岡小は2学年が単級となる。また、学級の児童数が一桁となるのが、倭小で全学年、科野小で5つの学年、長丘小で2つの学年である。かつ、長丘小、科野小、倭小は、国基準で複式学級に該当する学年が存在するようになるが、県基準でかろうじて複式学級を免れる状況にある。

③ 当面は、小中連携教育を更に推進することとし、将来に向けて小中一貫校の調査研究を行う。

(3) 豊田中学校区の2小学校（豊井小 永田小）について

① 2小学校は統合し、位置は豊田中とする。

② 児童数の減少が顕著な地区であり、平成32年度の推計では、2小学校において全学年が単級となり、永田小では3つの学年で学級の児童数が一桁となる。かつ、国基準で複式学級に該当するが、県基準でかろうじて複式学級を免れる状況にある。また、豊井小も長期的には減少が続く見通しである。

③ 当面は、小中連携教育を更に推進することとし、将来に向けて小中一貫校の調

査研究を行う。

(4) 南宮中学校区の3小学校（中野小 日野小 延徳小）について

① 中野小は現状で存続する。

平成32年度まで、全校児童数はほぼ横ばいで、830人前後である。学年4学級が5つの学年で、学年5学級が1つの学年に存在する。

適正規模の基準を大きく上回っているが、かつて通学区見直しを検討したころに比較して、児童数はほぼ半減している。また、現在、長野県下でも特別に大きな規模ではなくなっている。

② 日野小と延徳小は、全学年が単級であるが、日野小の今後の児童数の推移を見守り、一桁の学年が複数となることが見込まれる状況になったときに、改めて検討を行う。

(5) 中野平中学校区の2小学校（平野小 高丘小）について

① 平成32年度の推計では、平野小は全学年で2～3学級を保持しており、適正規模の基準に合致している。高丘小は全学年で単級となるが、1学級の児童数は16人～30人の間であり、かつ、全校児童数も140人前後である。全体的にみれば、児童数はやや減少するが、顕著な減少地区ではないことから、高丘小の今後の児童数の推移を見守り、集団での学習など、学校運営で制約を受けることが見込まれる状況になったときに、改めて検討を行う。

VII 適正規模及び適正配置に向けたスケジュール

本市の児童生徒のよりよい教育環境を整備するために、計画的に学校の適正規模及び適正配置を進める必要がある。そのために、スケジュールを別紙のように設定し取り組みを進める。

VIII 結びに

今回、市教委として、中野市立小中学校を取り巻く現状及び将来的な見通しを踏まえ、「中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針」を示した。

本方針の推進に当たっては、保護者の方々や地域の方々にその意義を十分にご理解いただくことが不可欠である。私たちは、児童生徒にとってどのような教育環境を提供すべきなのか、また、どのような支援を行うべきなのか、しっかりと見定めることが大切である。

関係者の皆様には、子どもにとってよりよい教育環境が整備されることで、心身ともに健やかな児童生徒の育成が図られるよう、本基本方針を細部にわたり協議いただくとともに、今後とも積極的な支援をお願いするものである。

小学校及び中学校適正規模等スケジュール(予定)

年度	時期	項目
平成24年度	9月6日	中野市立小学校及び中学校適正規模等審議会への諮問
平成26年度	9月6日	中野市立小学校及び中学校適正規模等審議会から答申
	9月～	教育委員会協議会で答申内容について協議
	3月	答申を受けて、市教委の適正規模等の基本方針(案)策定
平成27年度	4月27日	教育委員会協議会で基本方針(案)検討、了承
	6月	総務文教委員会協議会へ説明
		議会全員協議会へ説明
	7月	総合教育会議で基本方針(案)を了承
		基本方針(案)の決定
		基本方針(案)市民へ説明(小学校区単位で開催11会場)
		パブリックコメント
	12月	保護者懇談会(中学校区単位で4会場)
	3月	総合教育会議で基本方針見直し(案)を了承
平成28年度	4月	基本方針見直し(案)市議会へ説明
	5月～6月	基本方針見直し(案)市民へ説明(小学校区単位で開催11会場)
		パブリックコメント
	7月	総務文教委員会協議会へ説明
	8月	議会全員協議会へ説明
	9月	総合教育会議で基本方針を決定
	H29.1月	(仮称)統合準備委員会(設計を含む)を設置し(高社・豊田中学校
平成29年度	～	区)課題検討を行う
平成30年度	H31.3月	
平成31年度	4月～3月	平岡小学校整備改修
平成32年度	4月	統合小学校開校
	4月～3月	豊田中学校整備改修
平成33年度	4月	統合小学校開校

委員報酬について

統合準備委員会の委員（学校教職員を除く）の皆様にはわずかではありますが、委員報酬をお支払いします。

報酬額 年額 3, 350 円
 (委員在職期間が 6 か月を超える場合は年額 6, 700 円)

支給時期 各年度末

口座登録等 別紙「債権者登録用紙」に住所、氏名、生年月日、希望の口座及びマイナンバー（個人番号）をご記入のうえ、会議出席時に事務局職員にお渡しください。

※マイナンバー（個人番号）の記入と確認について

平成 28 年 1 月よりマイナンバー（個人番号）制度の導入に伴い、報酬等の支払いに際し、源泉徴収票の発行にマイナンバーを使用しますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、当日は番号確認と本人確認のため、以下のいずれかをご持参いただきますようお願いいたします。

- ① 個人番号カード（番号確認と本人確認）
- ② 通知カード（番号確認）と運転免許証等（本人確認）
- ③ 個人番号の記載された住民票の写し（番号確認）と運転免許証等（本人確認）

債権者登録用紙(債権者区分:源泉対象者)

※該当に○

<input type="checkbox"/>	新規
<input type="checkbox"/>	変更
<input type="checkbox"/>	追加

(会計課使用欄)

① 受付番号

② 新規相手方コード

5 — — 0

※太枠内のみご記入ください。

平成 年 月 日

住所	〒 -		
フリガナ	生年月日		
氏名	西暦 年 月 日		

以外の金融機関 ゆうちょ銀行	金融機関名	支店名	預金種目 (普通など)	口座番号(右詰めで記入)			
	銀行 信組 農協 労金 信金	支店					
	金融機関 コード	支店 コード	口座名義(カナ)				

ゆうちょ銀行	金融機関 コード	記号	番号(右詰めで記入)			
	9 9 0 0 1	0 -				1
	支店名(不明の場合は未記入可)		口座名義(カナ)			
支店						

《マイナンバー(個人番号)の利用目的》

税務署へ提出する源泉徴収票に利用しますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

マイナンバー(個人番号)										
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※担当課記入欄

①本人確認 (確認方法に○) ※写真表示のない身分証明書により確認する場合は2種類必要

- 1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
- 2 通知カード(番号確認)と運転免許証など(身元確認)
- 3 個人番号の記載された住民票の写し(番号確認)と運転免許証(身元確認)

確認者	所 属	内 線	氏 名
			(印)

②相手方コード (変更・追加の場合)

債権者コード	5	—						—	0
--------	---	---	--	--	--	--	--	---	---

※担当課は、記入された登録用紙を封筒などに入れ厳密に封をし、速やかに会計課へ直接手渡しで提出してください。